

沖縄こどもの国年報

昭和60年度



(財) 沖縄こどもの国
沖縄動物園・水族館

Samira

沖縄こどもの国・の案内図 沖縄動物園・水族館

ZOO OKINAWA



※交 通

●バス利用の場合

那覇→石川・屋敷名・嘉手納線利用

系統番号、②①～②⑦、⑥③⑦⑦⑨⑩

園田バス停下車で 徒歩……7分

胡屋十字路バス停下車 徒歩……10分

＜ご入園の皆さんにお願い＞

心ない入園者の与えるえさやいたずらで多くの動物がケガしたり病気になるたり死んだりします。

ことに、菓子を袋ごと与えるのは最も危険でビニールの袋などはお腹にたまったまま消化できず死の原因になった例が数多くあります。

又、石を投げつけたり、棒でつつくなどのいたずらは絶対にやめて下さい。

一人一人の注意で、かわいい動物を一日でも長生きさせてください。

!!みんなで自然を大切に、
公園などをきれいにしよう!!

沖縄こどもの国

沖縄市字胡屋831番地

TEL. 09893③-4190、②-1634

目 次

1. 建設の主旨と沿革	1
(1) 建設の主旨	1
(2) 沿 革	2
2. 開園時間及び入園料等	7
(1) 開 園 時 間	7
(2) 入 園 料	7
(3) のりものの利用料	7
3. 入園者及び施設利用状況	8
(1) 年度別入園者の動向(昭和51～60年)	8
(2) 年度別入園者数(")	9
(3) 年度別のりものの利用状況(")	9
4. 管 理 組 織	10
(1) 組 織 図	10
(2) 職員配置表	10
(3) 職務分掌	11
5. 年度別収支概要	13
(1) 年度別歳入	13
(2) 年度別歳出	13
(3) 昭和60年度歳入歳出決算書	14
(4) " 貸借対照表	15
6. 施設等の概要	16
(1) 土 地 管理面積	16
イ. 県 有 地	16
ロ. 市 有 地	16

ハ. 私 有 地	16
(2) 施 設	16
イ. 管 理 施 設	16
ロ. 動物収容施設	17
ハ. 便 益 施 設	18
7. 飼 育 動 物	19
(1) 飼育動物数(各類一目・科・種・点)	19
(2) 飼育動物一覧表	19
(3) 主 な 繁 殖 動 物 (昭和60年度)	35
(4) 主 な 死 亡 動 物 (")	35
(5) 動物飼料の購入実績 (")	37
(6) 病傷鳥獣の保護状況 (")	38
8. 諸 規 則	41
(1) 沖縄こどもの国寄付行為	41
(2) 沖縄こどもの国管理規則	49

1. 建設の主旨と沿革

(1) 建設の主旨

太平洋戦争の終結後の沖縄県は長年にわたって米国を主権者とする信託統治下におかれてきましたが、昭和43年、沖縄が祖国復帰の機運が全国的に盛りあがりをみせた頃、沖縄にある米軍基地は国内基地のおよそ50%以上が沖縄に集結し、基地の島の様相を呈し、それにより基地依存型の産業が著しく、沖縄経済の主幹ともなっていました。

ところがそのことが青少年の健全育成をはばむ要因ともなり、好ましくない社会環境の浄化をはかる一方で未来を拓くこどもたちの夢をはぐくむ施設として、沖縄の本土復帰を記念した事業として、その建設機運の盛りあがりがありました。

沖縄こどもの国建設には(財)沖縄協会の前身である南方同胞援護会がこうした地元関係者の強い要請を受けて、この事業の推進に尽力され日本政府はもとより、琉球政府(沖縄県)の補助金、沖縄市の資金投入と日本自転車振興会、日本宝くじ協会、日本船舶振興会、学校関係、その他企業団体等の寄付浄財でもって、動物園施設、爬虫類園、水族館、手づくり郷土館、レストハウス、プールなど子どもたちの健全な遊び場として、あるいは情操を豊にするとともに、多くの人々の善意の結集によってできた施設であります。

特に沖縄においては動物園がなく、この施設の中に動物たちを導入して、子どもたちへの動物に対する楽しさ、喜びを知らしめることは、豊かな情操をつちかうと共に自然保護思想の心を育てる手だてともなることを願い、上野動物園をはじめ、井ノ頭自然公園、犬山モンキーセンターなどの動物寄贈と動物管理の指導にも快く引き受けられ、沖縄こどもの国が単にこども向きの娯楽施設にとどまらず、福利厚生のための施設はもとより、総合的なレクリエーション施設として県民に親しまれ、子どもたちに大きな夢を与えることができました。

(2) 沖縄こどもの国の沿革

期	日	内 容
昭和 43.	1. 17	南方同胞援護会よりコザ市へ「こどもの国」建設依頼について正式決定をする。 沖縄の祖国復帰記念事業の一つとして、沖縄市字胡屋 831 番地に建設が決まる。
" 43.	1. 26	建設予定地の関係地主から建設用地の譲与に関して承認を取りつける。
" 43.	3. 28	沖縄こどもの国建設の敷地・造成に当って建設に関する資金の調達は南援が負担し、敷地の提供と工事の施行はコザ市が受け持つことで双方において業務委託契約がかわされる。
" 43.	2. 14	越来ダムの琉球政府用地の借入は越来土地改良組合を解散されることで、こどもの国用地として借入が可能になることから同組合の県へ納付すべき分担金 13,574 \$ をコザ市が肩替りする。
" 44.	7. 25	㈱前田商事（代表者前田八重美）は沖縄こどもの国がコザ市に建設されることに賛同され、同社製品プレイスカルプチャー10点を寄贈する。
" 44.	7. 28	沖縄こどもの国、管理棟、水族館、動物舎建設が完了する。
" 45.	1. 14	全国小学校長協会、及び全国中学校長協会に沖縄こどもの国建設基金の募金要請を行い、本格的な募金活動が展開される。
" 45.	5. 5	沖縄こどもの国開園式が行われる。 開園式は中央高校のプラスバンド演奏、各界の代表者のあいさつ、祝辞などあり盛大に行われる。
" 45.	10. 25	全国小学校、中学校のこども博物館建設基金（小学校 46,000,000 円、中学校 24,000,000 円）が贈られる。
" 45.	12. 4	愛知県犬山市にある（財）日本モンキーセンターよりハナジカ 20 頭が寄贈される。
" 46.	2. 27	大阪府豊中市より友情のシンボル「少年の像」が贈られる。
" 46.	4. 22	沖縄の本土復帰を記念して、国際ロータリクラブ 359 より「噴

期	日	内	容
昭和 46.	4. 22	水」が贈られる。	
〃	46. 12. 27	北谷町に住む翁長林寛さん、宮古在来馬の保護繁殖のため、メス馬 1 頭贈る。	
〃	47. 1. 27	㈱クロコダイル社長照屋敏子さんより与那国の在来馬（オス）1 頭が贈られる。	
〃	47. 3. 31	琉球政府補助事業により、猿山及びよう壁工事を完成。日本モンキーセンターと京都岩田山より野生の日本ザル10頭、その翌年 2 月、溝口鳥獣店より日本ザル10頭が贈られる。	
〃	47. 4. 19	財団法人、沖縄こどもの国を設立する。 南方同胞援護会より資産の譲渡を受けて財団法人の経営に当る。	
〃	47. 5. 3~5	財団法人によって初めて「沖縄こどもの国まつり」が開催され、3 万有余の入園者で賑わう。	
〃	47. 6. 15	全国小・中学校の寄附金と日本自転車振興会補助事業によって建設された、こども博物館が完成。	
〃	47. 8. 1~5	第 1 回サマースクールを開設。 市内 7 校（小学校 6 年生）の児童が参加。	
〃	47. 11. 11	上野動物園のパンダの餌として、サトウキビを送る。	
〃	47. 11. 23	日本オルゴール協会より沖縄の本土復帰を記念して、オルゴール時報装置の寄贈を受ける。	
〃	48. 1. 1	世界動物博覧会を開催。	
〃	48. 3. 21	溝口鳥獣店よりトラ、ライオンなどの大型動物がはじめて飼育される。	
〃	48. 6. 28	プール及びジャブジャブ池がライオンズ広場の中に完成する。	
〃	48. 9. 15	水禽類の池が完成。	
〃	49. 5. 11	子どもたちの人気番組「走れ K 100」がこどもの国へ来る。	
〃	49. 7. 29	内間正満氏（建築設計士）よりセスナ機贈られる。	
〃	49. 8. 6	ダムの全水面をおおったホティアオイの除去作業が始まる。	
〃	49. 10. 30	照屋楽器店（社長照屋林孝）より、鹿児島県沖永良部島にのこる高倉を贈る。	

期 日	内 容
昭和 50. 5. 3~5	沖縄こどもの国まつり（小学生以下を初めて、まつり期間入園無料とする。）
〃 50. 7. 5	戻り梅雨の豪雨によって、中央広場の1部と弁慶号軌道や道路が決壊する。
〃 50. 7. 12	爬虫類園が完成、日本で初めて野外にけるトカゲ、ワニ、カメの飼育場ができる。
〃 50. 9. 8	ゾウ、ラクダ、カバ、チンパンジー、ゴリラ、ロバなどの大型獣類が入園。
〃 51. 3. 3	沖縄海洋博覧会の終了に伴い、建物、展示物、備品の譲与を受ける。
〃 51. 4. 18	コザライオンズクラブ結成15周年記念事業でライオンズ広場に大王ヤシ、イブキなどの植栽をする。
〃 51. 8. 7	地回り地の復旧工事の完成とのりもの広場の落成。
〃 52. 4. 1	水族館の開館（日本自転車振興会の補助事業）
〃 52. 6. 5	池のホティアオイ除去作業を再開して、コイ、フナ、テラピアなどの養殖をはじめる。
〃 52. 7. 23	新しい動物園施設が完成する。猿舎、小獣舎、アジア園、オーストラリア園、象舎、子ども動物園など。
〃 53. 6. 24	フライングケージ（鳥類の混合飼育場）が県費補助によって完成。
〃 53. 12. 28	水と緑の広場（日本船舶振興会補助事業）が完成。
〃 54. 1. 6	新観光名所記念碑建立（琉球新報主催の県内新観光名所選定を公募）
〃 54. 1. 31	熊舎完成（県補助事業による）
〃 54. 3. 15	類人猿舎とアシカの池完成（日本宝くじ協会の助成事業）
〃 54. 5. 3~5	国際児童年記念沖縄こどもの国まつり（沖縄県、沖縄市、こどもの国の3者共催）
〃 54. 6. 16	国の特別天然記念物イリオモテヤマネコの幼獣の保護依頼を受ける。
〃 54. 11. 29	沖縄こどもの国の外柵工事完成（沖縄県補助事業）

期	日	内 容
昭和 55.	1. 12~13	国際児童画展を開く（国際児童年にちなんで日本ユネスコ協会より50数カ国の児童の作品 127 点）
" 55.	3. 30	メインゲート完成（国際児童年の記念事業として）
" 55.	6. 28	ゴーカート施設完成。
" 55.	10. 8	ヒトコブラクダ（1 番）とマール（1 番）が寄贈される（コザライオンズクラブ結成20周年記念と具志川ライオンズクラブの友情協力による）
" 55.	11. 11	水族館用、水族採集船、ロイヤルクイン号の安全祈願祭をやる。
" 56.	1. 28	汚水処理施設（第1 期工事）完成（沖縄市補助事業）
" 56.	3. 21	レストハウス完成（日本宝くじ協会の助成事業）
" 56.	5. 4	ビクトリアカンムリバトとオリオオコウモリの繁殖賞を日本動物園、水族館協会より賞を受ける。
" 56.	12. 10	こども博物館を「手づくり郷土館」に改名、展示内容をかえる。
" 56.	12. 10	沖縄こどもの国設立10周年を記念して記念式典及び催し物を行う。
" 57.	1. 23	国の天然記念物、ヤンバルクイナが沖縄北部山林の沼池に脚をとられているのを発見、当園において1 時保護を受ける。
" 57.	2. 24	第1 回離島へき地への移動動物園基金づくりチャリティーゴルフ大会（於：沖縄ロイヤル）
" 57.	2. 27~28	「おきなわ雪まつり」を実施（北海道の雪を空輸し、初めて北国の雪を楽しませる）
" 57.	3. 20~21	離島へき地への移動動物園を初めて実施する。（実施場所：東村）
" 57.	7. 30	沖縄こどもの国友の会設立総会。
" 58.	3. 26	マルミミゾウ（ペペ）が沖縄こどもの国へ入園（名古屋の私立動物園より）
" 58.	3. 30	博物館相当施設の指定を受ける。
" 58.	4. 15	時計塔の落成（日本宝くじ協会の助成事業による）

期	日	内 容
昭和 58	9. 12	上野動物園よりコモンマーモセット（1 番）寄贈される。
" 59.	2. 18	池のバッキ装置、スイッチ・オン（比謝川そ生の会によって レックリクターの寄贈）
" 59.12.	3~4	離島へき地への移動動物園実施（伊是名村、伊平屋村へ）
" 59.	4. 26	サイ舎完成（県補助事業）宮崎サファリーパークよりシロサイ（♂）1 頭寄贈を受ける。
" 59.	10. 31	ラクダ舎完成。
" 59.	12. 3~4	日本動物園水族館協会、西日本ブロック園館長会議を当園にて実施。
" 60.3.	22~25	離島へき地への移動動物園を実施（宮古平良市にて行う）
" 60.	4. 24	ライオン（♀）猯舎より脱出、園内に潜伏しているのを警察射撃隊によって射殺をする。
" 60.	4. 29	屋外ステージの落成（日本宝くじ協会の助成事業による）
" 60.	11. 23	コザライオンズクラブによって園内の散策道に桜60本の寄贈を受ける。

2. 開園時間及び入園料等

向陽の香園入園料等 (0)

(1) 開園時間

4月～9月	午前9：00～午後5：30
10～3月	午前9：00～午後5：00

(2) 入園料

	一 般	団 体
大 人	500円	450円
中 生	250円	220円
小 学 生	150円	130円
幼 児	100円	90円

◎25人以上の団体は1割引

(3) のりもの利用料

イ. ゴ ー ガ ー ト	1人のり	300円
	2人のり	500円
ロ. 安 全 ボ ー ト	1,000円	
ハ. フライングスインガー	1人のり	300円
	2人のり	500円

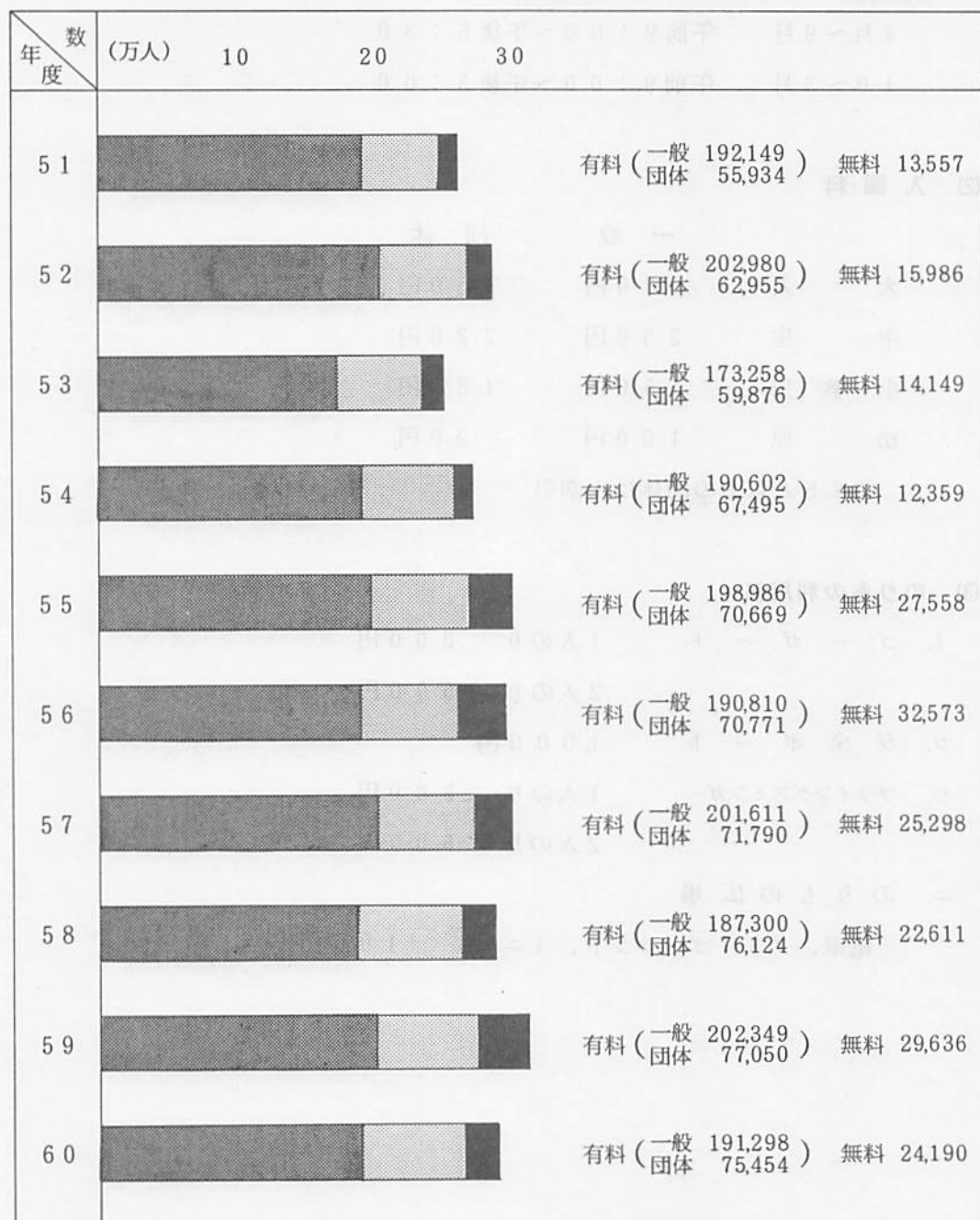
ニ. のりもの広場

電車、メリーゴーランド、ミニカー 100円

3. 入園者及び施設利用状況

(1) 年度別入園者の動向

(一般 団体 無料)



(2) 年度別入園者数（有料）

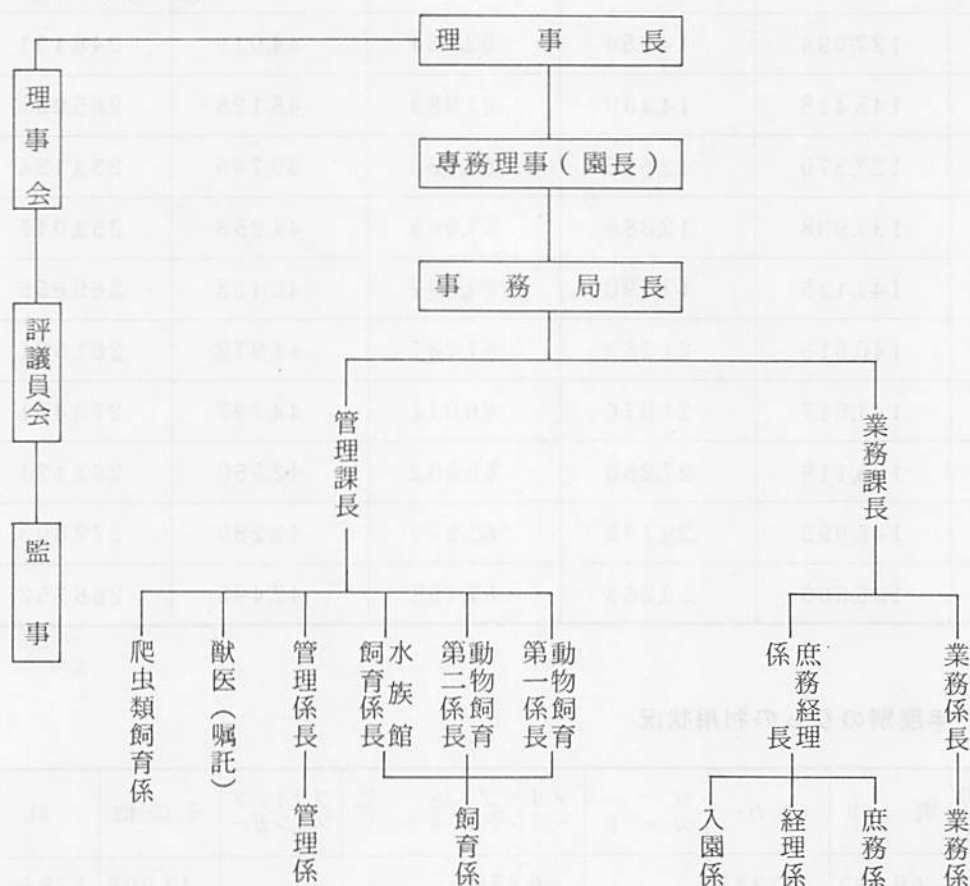
種別 年度	大 人	中 高 校 生	小 学 生	幼 児	計
51	127,094	14,954	62,084	44,019	248,151
52	143,418	14,400	61,989	46,128	265,935
53	127,370	12,616	53,383	39,765	233,134
54	137,938	12,886	57,965	44,258	253,047
55	141,135	17,790	64,297	46,433	269,655
56	140,613	21,253	57,737	41,978	261,581
57	141,517	21,076	66,011	44,797	273,401
58	135,119	27,253	58,502	42,550	263,424
59	145,992	29,195	61,926	42,280	279,393
60	136,566	30,283	57,408	42,495	266,752

(3) 年度別のりもの利用状況

種別 年度	電 車	ミニカー	ゴ ー カ ー ト	メリーゴ ーランド	安 全 ボ ー ト	フライング スインガー	そ の 他	計
51	69,952	90,345		6,476			11,908	178,681
52	93,753	102,824		83,941			105,629	386,147
53	87,821	106,406		69,225			84,190	347,642
54	88,409	113,506		63,650			75,024	340,589
55	94,514	117,922	40,614	77,485			83,777	414,312
56	86,984	111,774	42,326	68,444			95,272	404,800
57	96,285	118,200	42,147	77,090			117,441	451,163
58	88,280	110,270	57,953	70,613			97,109	424,225
59	91,552	118,891	46,106	81,264			93,004	430,817
60	68,340	97,342	36,367	83,205	14,426	8,648	92,870	401,198

4. 管 理 組 織

(1) 組 織 図



(2) 職 員 配 置 表

職 務 別 職 名	園 長	事 務 局 長	課 長	係 長	主 任	係	臨 時	嘱 託	業 務 委 託	計
管 理 職	1	1	1							3
業 務 係				2		4	1			7
管 理 係				1	2	3	2			8
飼 育 係				2		3	3	1		9
水 族 館				1		3				4
爬 虫 類									2	2
計	1	1	1	6	2	13	6	1	2	33

(3) 職 務 分 掌

課係名	職 名	氏 名	職 務 分 担
務課	専務理事長 園	玉 山 憲 栄	園全体の統轄
業務課	事務局 局長 業務課 長	仲宗根 喜 栄	総合企画、事業計画、財政計画、契約、建設事業、財産管理、渉外広報、職員に関すること、動物に関すること
〃	業務係 長	又 吉 賢 光	郷土館、民家園に関すること、屋外ステージ及び催物に関すること、建設事業、設計に関すること
〃	業 務 係	新 川 さおり	郷土館、民家園の管理、保清、その他業務の補助員
〃	〃	金 城 珍 一	のりもの広場の運営管理、売店の業務
〃	庶務・経理係 係 長	上 地 安 栄	庶務、経理、予算・決算、補助金、財産管理、渉外及び契約、売店、現金取扱い
〃	経 理 係	宮 里 朝 儀	予算・決算に関すること 伝票、物品購入に関すること
〃	庶 務 係	照喜名 敏 子	職員給与に関すること、福利厚生、職員の出勤に関すること、図書に関すること
〃	〃	久 高 澄 子	入園業務、文書の収受発送、統計資料など
管理課	管 理 課 長	嘉手納 永 周	園内施設整備及び保安、保全業務の管理監督、動物舎の安全管理
〃	飼 育 係 第 1 係 長	比 嘉 源 和	動物飼育管理全般に関すること、トラ、ライオン、クロヒョウ、ゾウ、サイ、オオアライクイ、カピバラ、リスザル、イリオモテヤマネコ
〃	飼 育 係 第 2 係 長	比 嘉 憲 吉	動物飼料、保護鳥獣、緊急時装備品の点検、動物飼育管理に関すること、サル舎、水獣舎、チンパンジー、アライグマ、熊舎
〃	飼 育 係	比 嘉 稔	カバ、こども動物園、ラマ、マール、カンガル、ワラビー、コブウシ
〃	〃	嘉手苅 林 俊	アフリカ園、ヨナグニウマ、ダチョウ、ラクダ
〃	〃	伊良波 進	フライングケージ、フラミンゴの池、ペリカンの池、オオコウモリ、ヒクイドリ、その他鳥類
〃	〃	瀬 高 政 志	動物飼育補助員
〃	〃	島 袋 健	〃

課係名	職 名	氏 名	職 務 分 担
管理課	飼 育 係	崎 原 恵 子	保護動物全般、人工哺育、ふれ合いコーナ
〃	水族館係長	比 嘉 義 友	水族館の飼育管理全般に関すること
〃	飼 育 係	石 野 与 一	淡水魚の飼育管理
〃	〃	嘉 陽 宗 昭	〃
〃	〃	喜屋武 章	アシカの飼育管理、調教
〃	管 理 係 長	徳 里 盛 一	園内施設の整備及び維持管理に関すること 動物舎の営繕
〃	管 理 係	譜久山 朝 徳	園内の管理、ゴーカート担当、草食獣飼料
〃	〃	与 儀 実 信	園内樹木の植栽管理、園内施設の整備、草 食獣飼料
〃	〃	当 山 孝 正	園内施設の整備、草食獣飼料
〃	〃	平 識 善 徳	〃 〃
〃	〃	古 賀 タ ッ	園内の保清業務
〃	管 理 主 任	仲 田 朝 善	電気、給排水の保守、暖冷房空調機器類、 各種機械の整備
〃	〃	当 山 生 光	長期病気療養中
〃	嘱 託	安 里 巽	獣 医
〃	業 務 委 託	大 谷 勉	高田爬虫類研究所、沖縄爬虫類館々長
〃	〃	後 藤 雅 己	爬虫類飼育係

5. 年度別収支概要

(1) 年度別歳入

項目 年次	入 国 料	補 助 金			寄 付 金	事業収入	飲 物 テナント料 そ の 他	借 入 金	合 計
		県補助金	市補助金	そ の 他 補 助 金					
51	61,416,230	44,940,000	30,000,000	55,260,000	1,216,696	18,369,237	8,551,378	34,000,000	253,753,541
52	86,799,220	25,000,000	30,000,000	51,860,000	8,827,540	25,260,302	14,968,418	33,000,000	275,715,480
53	76,630,550	25,000,000	48,000,000	41,200,000	77,695	24,754,050	10,861,414	0	226,523,709
54	82,570,570	41,000,000	35,500,000	10,000,000	1,310,500	25,602,058	11,745,453	45,000,000	252,728,581
55	85,959,110	30,000,000	57,000,000	87,920,000	2,352,917	41,505,301	16,505,440	10,000,000	331,242,768
56	85,156,005	44,037,000	38,000,000	0	1,100,705	42,944,183	16,427,384	12,000,000	239,665,277
57	86,158,554	44,975,000	34,660,000	40,000,000	1,687,519	42,005,104	19,070,990	1,800,000	270,357,167
58	83,895,830	45,000,000	41,660,000	0	2,802,401	42,009,609	18,658,723	0	234,026,563
59	90,052,240	44,000,000	40,660,000	40,000,000	2,289,012	43,681,057	19,560,708	0	280,243,017
60	85,215,640	40,598,000	41,660,000	0	571,063	37,123,953	25,048,733	0	230,217,389

(2) 年度別歳出

項目 年次	事業費	人件費	動物購入費	水道光熱費	動物飼料費	償 還 金 及支払利息	そ の 他 維持経費	合 計
51	177,655,523	67,490,173	2,471,065	5,285,048	4,529,100	19,443,779	34,585,715	311,460,403
52	62,622,922	75,974,237	10,322,545	10,293,560	6,059,188	24,699,631	34,763,548	224,735,631
53	78,003,968	91,387,354	4,214,200	10,902,301	7,232,995	18,121,558	31,387,493	241,249,869
54	30,125,484	99,949,408	2,570,340	10,352,495	5,778,940	48,005,946	32,782,216	229,564,829
55	72,567,298	103,222,452	6,880,250	14,600,973	8,774,628	9,011,488	37,653,913	252,711,002
56	117,543,060	113,342,358	7,421,600	16,395,667	9,647,068	12,902,380	50,100,621	327,352,754
57	56,395,000	121,814,382	4,727,555	21,449,222	10,837,480	15,721,291	45,264,001	276,208,931
58	21,590,000	121,268,714	6,660,890	22,366,774	9,850,188	9,917,305	35,101,869	226,755,740
59	62,166,280	130,204,322	5,599,520	17,027,178	9,119,100	6,583,977	43,751,568	274,451,945
60	15,400,000	131,242,592	3,481,400	19,523,147	9,161,796	6,161,494	45,855,556	230,825,985

- (注) 1. 昭和51年度事業費、沖縄市の寄託財産(ゲイト) 11,000,000 円也を含む。
 2. 昭和55年度事業費、沖縄市の寄託財産(汚水処理施設) 21,000,000 円也を含む。
 3. 昭和51年度都市災害法による補助金により地にり地復旧工事施行 44,500,000 円也。

(3) 昭和60年度 歳入歳出決算書

歳 入 の 部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 (△)減	摘 要
1. 入 園 料	84,500,000	85,215,640	715,640	一般 191,298 名 団体 75,454 名
2. 財 産 収 入	6,450,000	6,428,618	△ 21,382	レストハウス賃貸料、他
3. 寄 付 金	521,000	571,063	50,063	
4. 事 業 収 入	36,915,000	37,123,953	208,953	電車、ミニカー、ゴーカート、プール、売場収入
5. 補 助 金 収 入	82,258,000	82,258,000	0	県 40,598 千円 市 41,660 千円
6. のみもの、その他テナント収入	13,300,000	14,393,875	1,093,875	沖縄バンダース大 登 産 業
7. 動 物 販 売 収 入	1,230,000	1,226,240	△ 3,760	
8. 前 期 繰 越 金	4,638,000	4,638,861	861	
9. 積立預金取崩収入	3,000,000	3,000,000	0	獣医退職金へ充当
合 計	232,812,000	234,856,250	2,044,250	

歳 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	不 要 額	摘 要
1. 会 議 費	110,000	105,000	5,000	理事評議員会日当
2. 事 業 費	15,400,000	15,400,000	0	アフリカ園改修事業800万円 修景緑化事業700万円
3. 人 件 費	131,182,000	131,137,592	44,408	専務理事以下29名 獣医退職金
4. 動 物 購 入 費	4,000,000	3,481,400	518,600	鳥類280万円、タヌキ、ハナグマ20万円、水族481千円
5. 水 道 光 熱 費	19,530,000	19,523,147	6,853	電気料 13,667 千円 水道料 5,507 千円
6. 動 物 飼 料 費	9,800,000	9,161,796	638,204	
7. 償 還 金	6,156,000	6,161,494	△ 5,494	信用金庫(元金及利息)
8. 退 職 給 与 積 立 金	4,000,000	4,000,000	0	
9. そ の 他 需 要 費	42,634,000	41,855,556	778,444	
合 計	232,812,000	230,825,985	1,986,015	

(4) 貸借対照表(昭和61年3月31日)

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 固定資産		1. 固定負債	
建物	329,900,421	長期借入金	20,934,000
構築物	193,336,211	退職給与引当金	5,000,000
機械装置	27,208,706	固定負債計	25,934,000
その他の機器備品	5,708,152	2. 流動負債	
動物・植物	41,183,740	未払金	22,397,167
車両	3,178,994	預り金	3,400,284
建設仮勘定	948,000	仮受金	150,000
電話加入権	132,964	流動負債計	25,947,451
退職給与引当 特定預金	5,000,000	負債合計	51,881,451
固定資産合計	606,597,188		
2. 流動資産		III 正味財産の部	
現金預金	17,860,713	1. 基本金	23,255,893
未収入金	8,069,360	2. 次期繰越増減差額	557,192,677
仮払金	2,011,625	3. 次期繰越収支産額	4,030,265
立替金	1,821,400	正味財産合計	584,478,835
流動資産合計	29,763,098	負債・正味財産合計	636,360,286
資産合計	636,360,286		

6. 施設等の概要

(1) 土地（管理面積） 105,000 m^2

イ. 県 有 地 21,000 m^2

ロ. 市 有 地 68,500 m^2

ハ. 私 有 地 15,500 m^2

(2) 施設

施設名	構 造	面 積	建築年月	備 考
1. 管理施設				
(1) 管理事務所及倉庫	鉄筋コンクリートブロック造平家	277.15 m^2	S 47. 4	沖縄市 寄託財産
(2) メインゲート	鉄筋コンクリート赤瓦葺	8.62	54.	
(3) 手づくり郷土館	鉄筋コンクリートブロック造2階建	790.00	47. 6	
(4) プール更衣室	木造平家トタン葺	138.70	48. 12	
(5) プール機械室	コンクリート造平家	10.8	50. 3	
(6) 高 倉	木造ワラ葺	7.29	50. 6	
(7) ハ虫類研究室	鉄筋コンクリートブロック造平家	61.00	50. 12	
(8) プラットホーム及売店	鉄骨組FRP屋根	101.25	51. 8	
(9) 変 電 室	鉄筋コンクリートブロック造平家	44.53	51. 11	
(10) 管理課詰所及病理室	“ “	118.77	54. 3	
(11) ゴーカート管理棟	鉄骨組FRP屋根	81.00	55. 5	沖縄市 寄託財産
(12) レストハウス倉庫	鉄筋コンクリートブロック造平家	15.00	56. 9	
(13) 焼 却 炉	“ “	18.50	59. 3	
(14) 屋外ステージ	鉄筋コンクリート造平家	207.00	60. 3	
(15) 汚水処理場	“ “	188.24	59. 3	
(16) 調理室及工具室橋	鉄筋コンクリートブロック造平家	188.77	47. 4	
(17) 時計塔及橋	鉄筋コンクリート及鉄骨造	126.00	58. 3	
(18) 噴 水		132.67	47. 4	
(19) プール及 ジャブジャブ池	25 mプール、円型、L型、変型	344.26	48. 12	

施設名	構造	面積	建築年月	備考
ロ 動物収容施設				
(1) 水族館	鉄筋コンクリートブロック造 地下1階 地上2階	1,207.54 ^{m²}	S 51. 11	
(2) コウモリ舎	ブロック建、横穴掘込式	20.00	56. 4	
(3) 象舎	鉄筋コンクリート ナイロンスレート葺	56.00	51. 6	
(4) 象の運動場		180.00		
(5) 猛獣舎	ブロック建鉄骨造	181.15	52. 6	
(6) サル舎 (A)	" "	43.00	"	
(7) サル舎 (B)	" "	43.00	"	
(8) 小獣舎 (A)	" "	43.00	"	
(9) 小獣舎 (B)	" "	43.00	"	
(10) キリン舎	ブロック造FRP屋根	40.50	"	
(11) オリックス舎	" "	20.25	"	
(12) エランド舎	" "	20.25	"	
(13) シマウマ舎	" "	20.25	"	
(14) 類人猿舎	鉄筋コンクリートブロック造	315.00	54. 3	
(15) アシカの池及ステージ	" "	121.33	"	池面積 50.325 ^{m²}
(16) 熊舎	" "	279.74	"	
(17) ラマ舎	鉄 柵	80.00	55. 12	
(18) 飼料倉庫及動物保護室	鉄筋コンクリートブロック造平家	118.77	47. 4	
(19) マーラ舎及放飼場	鉄 柵	120.00	56. 1	
(20) サイ舎	鉄筋コンクリートブロック造平家	48.62	59. 3	
(21) サイの運動場		375.00	"	
(22) ラクダ舎	鉄筋コンクリートブロック造平家	48.62	59. 10	
(23) ラクダの運動場		168.00	"	
(24) 毒蛇館	鉄筋コンクリートブロック造平家	118.32	50. 12	
(25) 大蛇館	" "	137.70	"	
(26) 鳥類舎 (A)	鉄骨組ネット張	153.50	57. 3	
(27) " (B)	" "	13.00	"	
(28) 猿山	鉄筋コンクリート造	430.10	47. 4	
(29) 爬虫類放飼場	鉄筋コンクリートブロック造	500.00	50. 12	

施 設 名	構 造	面 積	建築月日	備 考
(30) ト カ ゲ 越 冬 舎	木造トタン葺	30.00 ^m	S 51.	
(31) 中 ト カ ゲ 放 飼 場	鉄筋コンクリートブロック造	360.00	51.	
(32) フ ラ イ ン グ ゲ ー ジ	鉄骨造ネット張	845.99	52. 7	
(33) コ ク チ ョ ウ の 池	鉄柵、日本式庭園池と陸地	156.00	53. 3	
(34) ハ ク チ ョ ウ の 池	” ”	1,057.88	48. 9	
(35) カ ビ ハ ウ 舎	鉄 骨 檻	21.53	61.	
(36) オ オ ア リ ク イ 舎	”	2.40	61.	
(37) カ バ の 池	コンクリート、放飼型	130.00	52. 6	
(38) オーストラリア園	放 飼 型	484.00	”	
(39) ア ジ ア 園	”	252.00	”	
(40) ア フ リ カ 園	”	1,557.57	”	
(41) こども動物園小獣舎	木造平家耐火ボード葺	157.88	”	
(42) シ カ 園	ブロック建FRP屋根	300.00	”	
(43) 山 ネ コ 舎、他	鉄筋コンクリートブロック造平家	118.77	47. 4	
ハ. 便 益 施 設				
(1) 乗 務 員 休 憩 所	木 造 瓦 葺	13.80	47. 12	
(2) レ ス ト ハ ウ ス	鉄筋コンクリートブロック造3階	1,000.00	56. 7	
(3) 休 憩 所	木造トタン葺	180.00	49. 2	
(4) 第 ー パ ー ラ	鉄筋コンクリートブロック造	60.75	56. 5	
(5) 休 憩 所	コンクリートモルタル及杉皮葺 擬木化粧上東風シェルター	25.00	60. 3	
(6) 便 所 2 棟	鉄筋コンクリートブロック造平家	48.50	48. 10	
(7) 便 所 2 棟	” ”	25.92	60. 3	沖 縄 市 寄託財産
(8) 便 所	” ”	12.96	”	
(9) 便 所	” ”	8.25	59. 3	沖 縄 市 寄託財産
(10) ゴ ー カ ー ト の り 場	走路 450 m 巾 3.8 m	1,700.00	55. 5	
(11) 水 と 緑 の 広 場	張 芝	4,000.00	60. 3	
(12) の り も の 広 場	ミニカーのり場・メリーゴーランド	1,364.00	51. 8	軌道全長 173.5 m

7. 飼 育 動 物

(1) 飼育動物数

分類別	項 目	目	科	種	点
哺乳類		10	28	65	299
鳥類		15	23	61	285
魚類		17	20	33	584
爬虫類		3	24	102	723
計		45	95	261	1,891

(2) 飼育動物一覧表

動物名	項 目	五 九 年	現 在 数				増				減		
			♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
哺乳綱													
有袋目													
カンガルー科													
・パルマワラビー		9	2	6		8					1		
・スナイロワラビー		1		1		1							
・アカカンガルー		3	1	2	2	5	2						
食虫目													
ハリネツミ科													
・ハリネツミ		2			1	1					1		
翼手目													
オオコウモリ科													
・オリイオオコウモリ		20	9	11		20							
・インドオオコウモリ		11	4	7		11							
霊長目													
キツネザル科													
・ワオキツネザル		1	1			1							
オマキザル科													

項 目 動物名	前 年度 実数 六〇 年三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・リ ス ザ ル	2	2	2		4				2			
・フサオマキザル	2	2			2							
<u>オナガザル科</u>												
・サバンナモンキー	1	1			1							
・スーティマンガベイ	2		2		2							
・カニクイザル	5	3	3		6			1				
・タイワンザル	2		2		2							
・ニホンザル	11	5	6		11							
・ブタオザル	4	2	2		4							
・ムーアモンキー	1	1			1							
・クロザル	1	1			1							
・ボンネットモンキー	8	4	1		5					3		
・マントヒヒ	2	1	1		2							
・ドグェラヒヒ	1		1		1							
・マンドリル	3	1	2		3							
・ベニガオザル	1				0					1		
<u>テナガザル科</u>												
・アシルテナガザル	3	1			1					2		
・テナガザル	1				0					1		
<u>ショウジョウ科</u>												
・チンパンジ	2		2		2							
<u>兎 目</u>												
<u>ウサギ科</u>												
・カイウサギ	15	5	10		15							
<u>齧 歯 目</u>												
<u>リス科</u>												
・シマリス	10			11	11	1						
・タイワンリス	1	1			1							
<u>ヤマアラシ科</u>												
・フサオヤマアラシ	3		2		2					1		

動物名	項 目 六〇年度実数 前年三月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不明	計	繁殖	購入	寄付	その他	死亡	払下	その他
<u>テンジクネズミ科</u>												
・テンジクネズミ	50	17	33		50							
・マ ラ	16	5	12	5	22	18				2	8	2
<u>カピバラ科</u>												
・カ ピ バ ラ	5	3	2		5	1					1	
<u>カプロミス科</u>												
・ヌ ト リ ア	1	1			1							
食 肉 目												
<u>イ ス 科</u>												
・キ ツ ネ	2	1	2		3			1				
・デ イ ィ ゴ	2		2		2							
・タ ヌ キ	2	2	2		4				2			
<u>ク マ 科</u>												
・ニッポンツキノワグマ	2	1	1		2							
・ヒ グ マ	2		1	2	3	2				1		
・マ レ – グ マ	1		1		1							
<u>アライグマ科</u>												
・ハ ナ グ マ	1		1		1							
・ア ラ イ グ マ	13			16	16	5						2
<u>ジャコウネコ科</u>												
・ハ ク ビ ツ シ		1	1		2				2			
・ビ ン ト ロ ン グ	1		1		1							
・マ ン ゲ ース	2	1	1		2							
<u>ネ コ 科</u>												
・イリオモテヤマネコ	1	1			1							
・ト ラ	3	1	2		3							
・ク ロ ヒ ョ ウ	4	1	2		3						1	
・ラ イ オ ン	5	2	1		3					1		1
長 鼻 目												
<u>ゾ ウ 科</u>												

項 目 動物名	前 六〇 年度 実数 三月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・マルミミゾウ	1	1			1							
奇 蹄 目												
ウ マ 科												
・ヨナグニウマ	3	3	1		4		1					
・ミニチャーホース	2	1	1		2							
・グランドシマウマ	2	1	1		2							
・シェットランドポニー	1	1			1							
サ イ 科												
・ミナミシロサイ	1	1			1							
偶 蹄 目												
イ ノ シ シ 科												
・リュウキュウイノシシ	2	1			1						1	
カ バ 科												
・カ バ	2	1	1		2							
ラ ク ダ 科												
・ラ マ	3	2	2		4		1					
・ヒトコブラクダ	1	1			1							
シ カ 科												
・キ ヨ ン	2	1			1					1		
・ハ ナ ジ カ	12	5	6	4	15	4				1		
・ニ ホ ン ジ カ	4	2	2	1	5	1						
キ リ ン 科												
・アミメキリン	2	1	1		2							
ウ シ 科												
・エ ラ ン ド	1	1			1							
・コビトコブウシ	2	1	1		2							
・ヤ ギ	3		3		3			1		1		
・ヒ ツ ジ	2	2			2							
哺乳類計	287	110	147	42	299	33	2	3	6	17	11	6

項 目 動物名	前 年度 実数 六〇 年三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
鳥 綱												
ダチョウ目												
<u>ダチョウ科</u>												
・ダチョウ	2	1			1					1		
ヒクイドリ目												
<u>ヒクイドリ科</u>												
・ヒクイドリ	2	1	1		2							
<u>エミユウ科</u>												
・エミユウ	5	1	4		5							
ペンギン目												
<u>ペンギン科</u>												
・フルボルトペンギン	1			1	1							
ペリカン目												
<u>ペリカン科</u>												
・コシベニペリカン	1			1	1							
・モモイロペリカン	2	1			1					1		
コウノトリ目												
<u>サギ科</u>												
・ゴイサギ	1			9	9				8			
・アマサギ	2			1	1					1		
<u>コウノトリ科</u>												
・シュバシコウ	3			2	2					1		
<u>トキ科</u>												
・シロトキ	1			1	1							
フラミンゴ目												
<u>フラミンゴ科</u>												
・ベニイロフラミンゴ	4			9	9		5					
・チリーフラミンゴ	7			12	12		5					
ガンカモ目												
<u>ガンカモ科</u>												

項 目 動物名	前 六〇 年 度 三 月 実 数	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・コ ク チ ョ ウ	2			2	2							
・サ カ ツ ラ ガ ン	1			1	1							
・シ ナ ガ チ ョ ウ	4			4	4							
・ヨーロッパガチョウ	2			2	2							
・エジプトガン	5	1	1	4	6			1				
・アカツクシガモ	2	1		4	5		4			1		
・バ リ ケ ン	4	2	2	3	7	3						
・アメリカオシ	1	3	3		6		5					
・オ シ ド リ		3	3		6		6					
・ヒ ド リ ガ モ		1	1		2		2					
・ヨ シ ガ モ		1	1		2		2					
・マ ガ モ	1	2	2		4		3					
・ア ヒ ル	10	3	6		9					1		
・カ ル ガ モ	1		1		1							
・オ ナ ガ ガ モ		1	1		2		2					
ワシ・タカ目												
<u>ワシタカ科</u>												
・ト ビ	2	1	1	2	4				2			
・ツ ミ	1			2	2				1			
・サ シ バ	2			3	3				1			
<u>ハヤブサ科</u>												
・チヨウゲンボウ	1		1		1							
キ ジ 目												
<u>キ ジ 科</u>												
・シチメンチョウ	4	3	7		10			3	3			
・ハ ツ カ ン	5	3	2		5							
・コウライキジ	1		1		1							
・キ ン ケ イ	1	1	1		2				1			
・インドクジャク	8	3	5		8							
・ホロホロチョウ	3			3	3							

項 目 動物名	前 年 度 実 数 六 〇 年 三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
ツル目												
ツル科												
・クロツル	1			1	1							
・シロエリオオツル	2			2	2							
・アネハツル	1			1	1							
・ホホジロカンムリツル	3	1	1	1	3							
クイナ科												
・バン	2	2			2							
・セイケイ	3			2	2					1		
ハト目												
ハト科												
・イエバト	100			100	100							
・キジバト	2			2	2							
・ビクトリアカンムリバト	4	1	1	1	3					1		
・アオバト	2			2	2							
オウム目												
ヒインコ科												
・ヒインコ	1			1	1							
・ムネアカゴシキ セイガイインコ				3	3				3			
・ショウジョウインコ	1			1	1							
オウム科												
・キバタン				1	1				1			
インコ科												
・オオハナインコ			1		1				1			
・ルリコンゴウインコ	1			1	1							
・ベニコウゴウインコ	2			2	2							
フクロウ目												
メンフクロウ科												
・ミナミメン フクロウ	2	1	1		2							

[illegible]

項 目 動物名	前 年 度 実 数 六 〇 年 三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
淡 水 魚												
カ メ 目												
ウミガメ科												
・アカウミガメ				1	1							
・アオウミガメ				3	3							
・タイマイ				1	1							
食 肉 目												
アシカ科												
・カリフォルニアアシカ		2			2							
・オタリア			1		1							
レピドシレン目												
プロトプテルス科												
・エチオピクス				1	1							
エ イ 目												
ポタモトリゴン科												
・アマゾンタンスイエイ				4	4							
鱗 骨 目												
レピンステウス科												
・ショートノーズガー				5	5							
オステオグロッサム目												
オステグロッサム科												
・ピラルク				5	5							
・シルバーアロワナ				3	3							
・グリーンアロワナ				2	2							
・ナイルアロワナ				1	1							
モルミルス亜目												
モルミルス科												
・エレファントノーズ				5	5							
・ギムナーカス				5	5							
ウナギ目												
ウナギ科												
・ウナギ				1	1							

項 目 動物名	前 年 度 実 数 六 〇 年 三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・オ オ ウ ナ ギ				20	20							
カラシン目												
<u>カラシン科</u>												
・コ ロ ソ マ				13	13							
・ピ ラ ニ ヤ				20	20							
・マスキーパイク				5	5							
・レッドコロソマ				10	10							
・アイスポットシクリット				1	1							
デンキウナギ亜目												
<u>デンキウナギ科</u>												
・デ ン キ ウ ナ ギ				1	1							
ナ マ ズ 目												
<u>サカサナマズ科</u>												
・サ カ サ ナ マ ズ				30	30							
<u>パンガシウス科</u>												
・メ ガ ネ カ イ ヤ ン				5	5							
・パ ー ル ン				6	6							
コ イ 目												
<u>コ イ 科</u>												
・コ イ				100	100							
メダカ目												
<u>カダヤシ科</u>												
・レッドノードテール、他				200	200							
スズキ目												
<u>カワスズメ科</u>												
・テ レ ピ ア				100	100							
<u>ナンドス科</u>												
・ナ ン ダ ス				5	5							
クロホシマン												
<u>ジュウダイ科</u>												
・ス キ ッ ト				17	17							

項 目 動物名	前 六〇 年度 三月 実数	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
多 鰭 目 ポリプテルス科 ・ポリプテルスオルナ ティピニンス				1	1							
チョウザメ目 チョウザメ科 ・コ チ ョ ウ ザ メ				5	5							
チョウチョウオウ目 ヒメシバメウオ科 ・モ ノ ダ ク				5	5							
淡 水 魚 計		2	1	581	584							

項 目 動物名	前 六〇 年 三 月 度 実 数	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
爬 虫 類												
カ メ 目												
カミツキガメ科												
・ワ ニ ガ メ	3	2	2		4		1					
・カ ミ ツ キ ガ メ	4	2	2	2	6		2					
オオアタマガメ科												
・チュウゴク オオアタマガメ	1			1	1							
ヌ マ ガ メ 科												
・イ シ ガ メ	92			98	98	8				2		
・ク サ ガ メ	41			41	41							
・ミ ナ ミ イ シ ガ メ	4	3	5		8			4				
・セ マ ル ハ コ ガ メ	15	4	7	8	19			4				
・リュウキュウヤマガメ	3	2	1	2	5			2				
・ス ジ ガ メ	4	1	3	12	16	12						
・マ レ ー ハ コ ガ メ	15	4	7	8	19	4						
・ア ナ ン ダ イ ル	1	1		5	6		5					
・デンタータマルガメ				3	3		3					
・マ レ ー ク ロ ガ メ	1			3	3		2					
・カ ッ シ ョ ク ヤ マ ガ メ		1	1		2		2					
・ア カ ス ジ ヤ マ ガ メ		1	1		2		2					
・コロンビアクジャクガメ	5	3	4	14	21	14			2			
・ミシシッピー アカミミガメ	8	2	6	4	12			4				
・フ ロ リ ダ ガ メ	1		1		1							
・フロリダハコガメ	2	1	1		2							
・ミツユビハコガメ	2	2	3		5		3					
・トウブキスイガメ				3	3		3					
・ニ セ チ ズ ガ メ		3			3		3					
・キ バ ラ ガ メ		1	1		2		2					
・キボシイシガメ	2	1	1		2							
・ブラックノブチズガメ		1	1		2		2					

項 目 動物名	前年度 六〇年三月 実績数	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ 他	死 亡	払 下	そ 他
・ヨーロッパヌマガメ		4	4		8		8					
・トゲヤマガメ				1	1		1					
<u>ヨコクビガメ科</u>												
・ヌマヨコクビガメ	5	1	2	2	5							
・クロヨコクビハコガメ	2	1	1		2							
・テレケイヨコクビガメ	2	1	1		2							
<u>ヘビクビガメ科</u>												
・マタマタ	1			1	1							
<u>ドロガメ科</u>												
・イースタン マスキタートル	2	1	1		2							
<u>スッポン科</u>												
・シナスッポン	2	1	2	5	8				6			
・マレーオオスッポン	1			1	1							
<u>リクガメ科</u>												
・キアシリクガメ	1		1		1							
・アカアシリクガメ	2	1	1		2							
・ムツアシガメ				2	2		2					
有鱗目トカゲ亜目												
<u>アガマ科</u>												
・ウォータドラゴン	12	3	6	15	24	3	9					
・ヤマツノトカゲ	1	1			1							
<u>トカゲ科</u>												
・マブヤトカゲ	6	2	3	7	12		6					
・アフリカマダラトカゲ	1			1	1							
・キシノウエトカゲ	1		1		1							
<u>アンギストカゲ科</u>												
・ヨーロッパ アシナシトカゲ	3		1	8	9	3	3					
<u>イグアナ科</u>												
・グリーンイグアナ				3	3		3					
・コモンバシリスク	2	1	1		2							

項 目 動物名	前 六〇 年度 三月 実数	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・グリーンアノール	1	1			1							
・キューバンアノール				2	2		2					
<u>デグートカゲ科</u>												
・バンデッドテグー	1			2	2		1					
・アメーバトカゲ	1			1	1							
<u>ヤモリ科</u>												
・オオヤモリ	14	2	6	8	16	2						
・ヒョウモントカゲモドキ	6	2	3	1	6							
<u>オオトカゲ科</u>												
・ミズオオトカゲ	21			20	20					1		
・ベンガルオオトカゲ	16			14	14					2		
・シロオビオオトカゲ	1			1	1							
<u>有鱗目ヘビ亜目</u>												
<u>ボア科</u>												
・アミメニシキヘビ	33			32	32					1		
・インドニシキヘビ	8	2	3	12	17	5	4					
・ボアコンストリクター	3			3	3							
・アカニシキヘビ	1			1	1							
・ボールニシキヘビ				1	1		1					
・ミドリニシキヘビ	1			2	2		1					
<u>サンビーム科</u>												
・サンビームヘビ	13			13	13							
<u>アニリウス科</u>												
・パイプヘビ	2			3	3		1					
<u>ヤスリミズヘビ科</u>												
・ヤスリミズヘビ	5			5	5							
<u>ヘビ科</u>												
・アオダイショウ	1	1			1							
・リュウキュウアオヘビ		2	1		3			1	2			
・サキシマスジオ	1		1		1							

項 目 動物名	前 年 度 実 数 六 〇 年 三 月	現 在 数				増				減		
		♂	♀	不 明	計	繁 殖	購 入	寄 付	そ の 他	死 亡	払 下	そ の 他
・アカマタ	8	1	6	1	8							
・ブラックテール	2	2			2							
・シュウダ				1	1		1					
・オオガシラ	1		1		1							
・ココナツスネーク	5			3	3					2		
・イエローラットスネーク												
・テキサスラットスネーク	1	1			1							
・コーンスネーク	1		1		1							
・マングローブヘビ	8	8	6	22	36		30			2		
・ストライプレインボウ	7			5	5					2		
・マダラキングスネーク	1		1		1							
・スペクトル キングスネーク	1	1	1	1	3		2					
・トウブキングスネーク				2	2		2					
・ミドリネコメヘビ	4			4	4							
・クリイロミズヘビ	23			23	23							
・トラミズヘビ	2		2		2							
・ニジミズヘビ	12			10	10					2		
・ヒゲミズヘビ				2	2		2					
<u>コブラ科</u>												
・キングコブラ	1		1		1							
・インドコブラ	8	2	3	7	12		3	2				1
・マルオアマガサ	2			2	2							
<u>クサリヘビ科</u>												
・ハブ	4			4	4							
・ヒメハブ	7			7	7							
・サキシマハブ	2			2	2							
・トカラハブ				3	3		3					
・トラハブ				9	9		9					
・アオハブ	2	1	1	1	3		1					
・カパーヘッド				2	2		2					

項目 動物名	前年度実数 六〇年三月	現在数				増				減		
		♂	♀	不明	計	繁殖	購入	寄付	その他	死亡	払下	その他
ワニ目												
アリゲータ科												
・ミシシッピーアリゲータ	15	2	3	10	15							
・メガネカイマン	12			12	12							
・アパボリス メガネカイマン	1		1		1							
・パラグアイカイマン	4			4	4							
クロコダイル科												
・イリエワニ	7			7	7							
・シャムワニ	10	3	2	5	10							
・マレーガビアル	5	1	2	2	5							
爬虫類計	533	84	117	522	723	51	127	17	10	14	0	1

(3) 主な繁殖動物 (昭和 60 年度)

№	動 物 名	繁 殖 数	生 育 数	区 分	摘 要
	(哺乳類)				
1	マ ラ	20	18	自 然	
2	ア カ カ ン ガ ル	2	2	"	
3	カ ピ ラ	1	1	"	
4	ハ ナ シ カ	4	4	"	
5	ニ ホ シ カ	1	1	"	
6	ア ラ イ グ マ	5	5	"	
7	シ マ リ ス	1	1	"	
8	ヒ グ マ	2	1	人 工	
	計	36	33		
	(鳥 類)				
1	ア カ ツ ク シ ガ モ	8	5		
	計	8	5		
	(爬虫類)				
1	イ シ ガ メ	8	8	自 然	
2	ス シ ガ メ	12	12	"	
3	マ レ ー ハ コ ガ メ	4	4	人 工	
4	コロンビアクジャクガメ	21	14	自 然	
5	ウォータードラゴン	5	3	人 工	
6	ヨーロッパアシナシトカゲ	3	3	"	
7	オ オ ヤ モ リ	4	2	自 然	
8	インドニシキヘビ	5	5	"	
	計	62	51		

(4) 主な死亡動物 (昭和 60 年度)

№	動 物 名	数	性 別	年 月 日	死 因
	(哺乳類)				
1	マ ラ	1		60. 4. 1	
2	マ ラ	1		4. 12	
3	ラ イ オ ン	1	♀	4. 24	
4	パ ル マ ワ ラ ビ ー	1		6. 10	
5	キ ヨ ン	1	♂	7. 23	ハ ブ

№	動 物 名	数	性 別	年 月 日	死 因
6	ボンネットモンキー	1	♂	60. 7. 24	日 射 病
7	ボンネットモンキー	2	♀	"	"
8	テ ナ ガ ザ ル	1		7. 28	
9	ベ ニ ガ オ ザ ル	1	♀	8. 17	老 衰
10	ハ リ ネ ズ ミ	1	♂	8. 18	
11	アジルテナガザル	1	♂	9. 3	
12	ヤ ギ	1		10. 19	
13	アジルテナガザル	1	♂	11. 6	
14	ヒ グ マ	1	♂	11. 30	肺 炎
15	フサオヤマアラシ	1	♂	12. 14	
16	ハ ナ ジ カ	1		61. 1. 4	
	計	17			
	(鳥 類)	1			
1	アカツイシガモ	1		60. 5. 13	
2	モモイロペリカン	1		8. 1	
3	ア マ サ ギ	1		8. 8	老 衰
4	セ イ ケ イ	1		8. 29	
5	シュバシコウ	1			
6	ビクトリアカンムリバト	1		61. 1. 24	凍 死
7	ダ チ ヨ ウ	1		2. 5	
8	ア ヒ ル	1			
	計	8			
	(爬 虫 類)				
1	イ シ ガ メ	2			
2	アミメニシキヘビ	1	♂	60. 6. 29	
3	ミズオオトカゲ	1	♂	8. 6	
4	ココナツスネーク	2		8. 9	
5	マングローブヘビ	2		9. 18	
6	ストライプレインボウ	2		"	
7	ベンガルオオトカゲ	2		10. 2~13	
8	ニ ジ ミ ズ ヘ ビ	2		12. 31	
	計	14			

(5) 動物飼料購入実績 (昭和60年度)

(資料55) 家畜飼料の購入実績 (2)

項目	飼料名	数 量	平均単価	金額(円)	備 考
野菜	キャベツ	150 kg	60	9,000	
	サツマイモ	8,076 "	99.5	803,470	
	ニンジン	2,235 "	127.5	285,000	
	計			1,097,470	
果物	リンゴ	141 %	4,345.4	612,700	
	バナナ	81 "	2,561	207,455	
	ミカン	244.05 "	3,048	743,870	
	計			1,564,025	
肉類	鶏肉	6,010 羽	119.7	719,310	
	羊肉	1,061.42 kg	50	53,071	
	計			772,381	
魚介類	サバ	680 %	1,900	1,292,000	
	キビナゴ	43 "	4,693	201,800	
	オキアミ	5 "	2,680	13,400	
	計			1,507,200	
固型飼料	ヘイキューブ	1,300 袋	1,958	2,545,500	
	山羊飼料	205 "	1,242.4	254,690	
	庄べんとうもろこし	64 "	1,282	82,050	
	エッグマッシュ	180 "	1,219	219,500	
	アルファベレット	106 "	1,955.7	207,310	
	魚粉	10 "	3,022	30,220	
	鯉のエサ	5 "	2,984	14,920	
	エスピラック	12 %	1,500	18,000	
	コロイカル	9 袋	2,290	20,610	
	計			3,392,800	
穀類(種子類)	ハトエサ	30 袋	2,606.7	78,200	
	ヒマワリ	19 "	2,673.7	50,800	
	ムキエサ	5 "	2,900	14,500	
	計			143,500	
その他	くずパン	1,745 袋	300	523,500	
	ブラインシュリンプ	6 "	9,000	54,000	
	粉ミル	6 "	1,695	10,170	
	メジロのエサ	1 "	550	550	
	ドッグフード	4 "	1,000	4,000	
	フスマ	1 "	900	900	
	鉾残	10 "	2,530	25,300	
	塩飯			66,000	
	計			684,420	
合 計				9,161,796	

(6) 病傷鳥獣の保護状況(60年度)

(第2000号) 第2000号

鳥 獣 名	保護月日	頭 羽 数	処 置	摘 要
キ ジ バ ト	S 60. 4月13日	1	死 亡	到着後すぐ死亡
カ イ ツ ブ リ	" 15日	1	"	
イ ノ シ シ	" 17日	1	"	
キ ジ バ ト	" 21日	1	"	
ヒ ヨ ド リ	" 25日	2	放 鳥	
サンコウチョウ	" 29日	1	"	
オリイオオコウモリ	5 月 6 日	1	飼 育	現在飼育中
アカショウビン	" 7 日	1	死 亡	
オリイオオコウモリ	" 11日	1	"	
ア オ バ ト	" 13日	1	飼 育	現在飼育中
イ エ バ ト	" 18日	1	死 亡	
イ ソ ヒ ヨ ド リ	6 月 1 日	1	放 鳥	
バ ン	" 15日	1	死 亡	
ハシボソミズナギドリ	" 16日	1	"	
ツ ミ	" 24日	1	飼 育	現在飼育中
キ ジ バ ト	7 月 5 日	1	死 亡	
リュウキュウツバメ	" 12日	1	放 鳥	
シロハラクイナ	" 15日	1	死 亡	
ア オ バ ト	" 24日	1	放 鳥	
ウ ミ ツ バ メ	8 月 23日	1	死 亡	
ア オ バ ト	" 26日	1	放 鳥	
マミジロアジサン	9 月 6 日	1	死 亡	
アカショウビン	" 6 日	1	放 鳥	
シロハラクイナ	" 10日	1	"	
キ ジ バ ト	" 12日	1	"	
オオコノハジク	" 14日	1	飼 育	現在飼育中
アカショウビン	" 20日	1	放 鳥	

鳥 獣 名	保護月日	頭 羽 数	処 置	摘 要
リュウキュウヨシゴイ	S 60. 9月23日	1	死 亡	
オオコノハヅク	" 24日	1	飼 育	現在飼育中
ム ナ グ ロ	" 26日	1	放 鳥	
ヨ シ ゴ イ	10月 7 日	1	"	
カ ツ オ ド リ	" 9 日	1	死 亡	
ア オ バ ト	" 10日	2	放 鳥	
ア オ バ ト	" 17日	1	死 亡	
ア オ バ ヅ ク	" 20日	1	"	
ヨ シ ゴ イ	" 20日	1	放 鳥	
ミ ゾ ゴ イ	" 25日	1	死 亡	
マ ン グ ー ス	" 26日	1	"	
オオコノハヅク	" 27日	1	放 鳥	
ツ ミ	11月14日	1	飼 育	現在飼育中
イ ソ ヒ ヨ ド リ	" 14日	1	放 鳥	
ヤ マ シ ギ	" 14日	1	"	
バ ン	" 20日	1	"	
イ ソ ヒ ヨ ド リ	" 20日	1	"	
ツ グ ミ	" 23日	1	"	
ツ グ ミ	" 25日	1	"	
シ ロ ハ ラ ク イ ナ	" 25日	1	"	
ア オ バ ト	12月 4 日	1	"	
コ サ ギ	" 4 日	1	死 亡	
オオコウモリ	" 8 日	1	飼 育	現在飼育中
マ ン グ ー ス	" 9 日	1	"	"
サ シ バ	" 30日	1	放 鳥	
イ ソ ヒ ヨ ド リ	S61. 1月1日	1	"	
ヒ ヨ ド リ	" 7 日	1	"	
ヨ シ ゴ イ	" 15日	1	死 亡	

[illegible]

財団法人「沖縄こどもの国」寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人「沖縄こどもの国」という。

(目 的)

第 2 条 この法人は、こどもの夢をはぐくみ、健康を増進し、情操と知識を豊かにするための施設を設置運営し、もって心身共に健やかなこどもの育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の健全育成に役立つ各種施設が総合的に整備された集団施設「沖縄こどもの国」を設置し、運営すること。
- (2) 前号の業務に附帯する業務

(事 務 所)

第 4 条 この法人は、事務所を沖縄県沖縄市字胡屋 831 番地に置く。

第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の種類)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 日本政府、沖縄県、並びに本土及び沖縄の児童・生徒その他、各方面の援助のもとに南方同胞援護会とコザ市が協力して施設し、この法人の設立にあたって移譲された別紙財産目録記載の財産。
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補 助 金
- (5) 寄 付 金 品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であって寄付者の指定のあるものは、その指示に従う。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

2 この法人の資産のうち現金は郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入して保管するものとする。

(財産処分の制限)

第 8 条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。但しこの法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは理事会及び評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経 費)

第 9 条 この法人の経費は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎年会計年度開始前に理事会が原案を作成し、評議員会の議決を経て定める。

これに変更を加えようとするときも同様とする。

(決 算)

第 11 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を経て評議員会の承認を受けなければならない。

2 決算に剰余金があるときは、翌年度に繰越すものとする。但し、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会 計 年 度)

第 12 条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(臨機の措置)

第 13 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

（役員）

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人（定員外の理事）
- (2) 理事長 1人
- (3) 理 事 15人以内（理事長を含む）
- (4) 監 事 3人以内

（役員の職務及び権限）

第15条 会長は、この法人を代表し、この業務を総理する。

2 理事長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して法人の業務を掌理し、会長及び理事長に事故あるときはその職務を代理する。

3 専務理事は理事長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して法人の業務を掌理し、会長及び理事長に事故あるときはその職務を代理する。

4 理事は、理事会を構成し、会長、理事長及び専務理事を補佐して法人の業務を掌理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員の選任）

第16条 会長は沖縄県知事を以ってこれにあてる。

2 理事長は、沖縄市長を以ってこれにあてる。

3 専務理事は、理事のうちから理事会の同意を経て理事長が任命する。

4 理事は、評議員会の同意を経て理事長が委嘱する。

5 監事は、評議員会の同意を経て会長が選任する。

（役員の任期）

第17条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

4 役員は、この法人の役員として不適当な行為のあった場合、又は特別な事情のある場合には、その任期中であっても理事会及び評議員会の議決により理事長が解任することができる。

(顧 問)

第 18 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は学識経験ある者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に応える。

4 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(役員等の名誉職制)

第 19 条 役員及び顧問は名誉職とする。但し、常時勤務する役員には勤務に相当する報酬を給することができる。

(職制及び職員)

第 20 条 この寄付行為に定めるものを除くほか、この法人の職制並びに職員の任命、給与及び旅費、分限、執務等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第 3 章 評 議 員

(評 議 員)

第 21 条 この法人に、評議員 30 人以内を置く。

(評議員の権限)

第 22 条 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、及び会長に対し必要と認める事項について助言する。

2 評議員は、役員を兼ねることができない。

(評議員の選任及び任期)

第 23 条 評議員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力する者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

2 第 17 条の規定は評議員に準用する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 24 条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の召集)

第25条 会議は理事長が召集する。

- 2 理事長は、その会議構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して会議の召集を請求された場合には、遅滞なくこれを召集しなければならない。

(議長)

第26条 会議に議長を置く。

- 2 理事会の議長は理事長があたる。
- 3 評議員会の議長は評議員の互選で定める。

(定足数)

第27条 会議は、その会議構成員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。但し、止む得ない事情により出席できない会議構成員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会議構成員を代理人とすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(表決)

第28条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところになる。

- 2 会議において議決する事項がその会議構成員の職務上又は一身上に関するときは、当該会議構成員は表決に加わることができない。

(議事録)

第29条 会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2人以上が署名押印して保存する。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 この法人の目的に賛同し後援する個人又は団体は、賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は個人会員及び団体会員の2種にする。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

（寄付行為の変更）

第 31 条 この寄付行為は、理事会の議決及び評議員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

（解 散）

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの事由による場合のほか、理事会の議決及び評議員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得て解散することができる。

（残余財産の帰属）

第 33 条 この法人が解散したときの残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類以の目的をもつ公益団体に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

（施行細則）

第 34 条 この寄付行為を施行するため必要な細則は、理事会の議決を得て理事長が定める。

（附 則）

1. この寄付行為は、設立認可の日（昭和 47 年 4 月 19 日）から施行する。

財 産 目 録

1. 基 本 財 産	¥ 23,255,893
2. 運 用 財 産	¥ 5,033,658
3. 総 計	¥ 28,289,551

1. 基 本 財 産

摘 要		金 額
I 固 定 資 産		23,255,893
1. 建 物 沖縄市字胡屋 831 番地		
(1) 管理室と倉庫 277.15 m^2	7,557,766	
(2) 動物舎 (5 棟) 593.85 m^2	8,869,330	
(3) 鳥 類 舎 100.76 m^2	1,545,767	
(4) 水 族 館 97.61 m^2	3,675,021	
(5) 休 憩 所 100.00 m^2	822,655	
(6) 便 所 30.00 m^2	785,354	

2. 運 用 財 産

摘 要		金 額
I 流 動 資 産		1,830,000
1. 現 金	1,830,000	
II 固 定 資 産		3,203,658
1. 什 器 備 品	2,262,550	

摘 要		金 額
(1) スチールデスク 5脚	83,875	
(2) 回 転 い す 5	19,062	
(3) ロ ッ カ ー 3	36,600	
(4) 冷 蔵 庫 1	54,900	
(5) 金 庫 1	62,525	
(6) 書 1	19,825	
(7) 黒 板 1	2,653	
(8) 原 色 図 鑑 22	26,840	
(9) 陶 磁 器 165	1,525,000	
(10) エ ア ー ポ ン プ 2	61,000	
(11) 発 電 機 1	82,350	
(12) 芝 機 1	8,845	
(13) 草 機 1	36,600	
(14) 大 工 道 具 1式	16,165	
(15) モ ー タ ー ポ ン プ 2	152,500	
(16) 噴 霧 機 1	6,710	
(17) ホ ー ス 3	27,450	
(18) タ ン ク 1	39,650	
2. 車 輛 運 搬 具	941,108	
(1) ニッサントラック 1台	883,585	
(2) リ ャ カ ー 2台	18,300	
(3) 自 転 車 3台	34,770	
(4) 1 輪 車 2台	4,453	

沖縄こどもの国管理規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は(財)沖縄こどもの国(以下「こどもの国」という)がこの事業及び事務の用に供するため設置した建物、敷地及び諸施設(以下「施設」という)の管理に関し別に定めることのほか、この規程に定めるところによる。

(業 務)

第 2 条 こどもの国の業務は次のとおりとする。

- (1) 児童の健全育成のための施設の提供
- (2) 自然科学教育の補助的施設としての提供
- (3) 集会及びレクリエーションの場としての提供
- (4) その他、こどもの国の設置目的を達成するための必要な事業

(管理責任)

第 3 条 施設全体の管理責任者は園長とする。但し、こどもの国業務分掌規則に基く各施設に管理者をおいてその業務に当る。

- 2 各施設管理者は園長の命を受けて各施設における火災及び保安、盗難の予防、緊急時対策、その他施設管理にかゝわる業務に当る。

(行為の許可)

第 4 条 施設内において次の各号に掲げる行為をしようとする者はあらかじめ施設内使用申請書(様式1号)を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 屋外ステージ及び広場の利用
- (2) 仮設工作物及びその他施設
- (3) 看板、懸垂幕、横断幕、又は掲示物等
- (4) その他、こどもの国以外が主催する集会、催物又はこれに類する行為

- 2 管理者は前項各号の申請にかかわる行為が次の各号の一に該当するときは許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設の美観を害するおそれがあると認めたとき。

(3) 安全管理面に十分な配慮がなされていないと認めたとき。

(4) 管理者は申請のあった内容と実際が異っている場合、あるいは許可条件を遵守していないことを認めたとき。

(5) その他こどもの国の管理上支障があると認められたとき。

3 管理者は前第1項の許可をするに当っては、施設管理上必要な条件を提示し、契約又は覚書などを交わして責任の所在をはっきりさせる。

4 管理者は前第1項の許可をするに当っては、当該申請者に対し施設利用許可証（様式2号）を交付する。

（使用者の義務）

第5条 使用者はこの規則に定める事項及び使用許可条件を遵守すると共にその徹底を図る。

2 使用者は事業又は催し物の終了後はすみやかに現状を回復し、こどもの国の事業に支障のないよう務める。

3 使用者の義務の不履行による事故等の管理責任はこどもの国に帰すことなく施設使用者の責任とする。

（入園者）

第6条 入園者は園内における安全及び維持管理の上から次の各号の一に該当する行為又は動物及び物品等の園内持ち込みをしてはならない。

(1) ペット類（犬、ネコ、その他小動物）の園内への持ち込み。

(2) 捕虫網又はそれに類するものの園内への持ち込み。

(3) 園内でのローラースケートを使用した遊び。

(4) 動物に対して菓子類やビニール袋など餌として与える。

（施設の損傷等の届出）

第7条 施設を損傷し又は著しく汚した者は直ちにその旨を管理者に届けなければならない。

2 管理者は前項の損傷等の行為が故意であると判断される場合は、その者に損傷の弁償若しくは原形の復元を求めることができる。

（遺失物の届出）

第8条 施設内において遺失物を拾得した者は直ちに管理者に当該遺失物を届けなければならない。

（中止命令等）

第 9 条 管理者は次の各号の一に該当すると認められる者がある場合は、その者に対して直ちにその行為の中止を命じ、又は施設からの退去するよう命ずることができる。

- (1) 第 4 条 1 項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をしている者、又はしようとする者。
- (2) 第 4 条 2 項の規程による許可の取り消しがあった場合に退去しない者。
- (3) 施設内において正当な理由がなく鈍器、凶器、爆発物、その他危険物を所持している者、又は施設内に持ち込もうとする者。
- (4) 施設内で大声をあげる等、著しく粗野若しくは乱暴な言動をする等、施設内の秩序を乱し、又は業務を妨害するような行為をする者。
- (5) 施設内において坐り込み、ねり歩き等をして業務妨害を及ぼすような行為をする者。
- (6) 管理者が立入りを禁止した区域に立ち入っている者、又は立ち入ろうとする者。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が施設の管理上、必要と認めて行なう指示に従わない者。

（休 園 日）

第 10 条 こどもの国は特に定休日設けず、職員研修のための休園、又は特別な変化が発生した時、理事長が特に必要と認めるとき臨時に休園することができる。

（火器の使用）

第 11 条 管理者は施設内において火気を使用する設備及び器具の種類、使用方法及び使用期間を定めなければならない。

- 2 管理者は火器の使用についてそれぞれ当該火器についての使用責任者を定め、前項の定めにより管理させなければならない。

（補 則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

（附 則）

この規程は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

(表を添付)

第 1 条 この申請書は、第 1 条第 1 項第 1 号の申請書に添付するものとする。

昭和 年 月 日

(財)沖縄こどもの国施設使用許可申請書

(財) 沖縄 こ の 国

理事長

殿

申請人

印

(日 国 村)

1. 使用目的

2. 日 時 年 月 日 時間(:より :)

3. 使用場所

4. 対象者

(横 断)

(横 断)

(様式第 2 号)

昭和 年 月 日

(財)沖縄こどもの国施設使用許可証

殿

(財)沖縄こどもの国

理事長

印

(1) 件 名

(2) 日 時

(3) 場 所

上記申請のあった件について、下記に掲げる事項を遵守することを
条件に施設使用を許可します。

記

